

# 公益社団法人全国宅地擁壁技術協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「本協会」という。）と称する。

### (事務所)

**第2条** 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** 本協会は、堅牢な宅地擁壁の設計及び施工技術の普及に関する事業を行い、安全で良質な宅地の供給をすることで住環境の整備に貢献し、もって国民の生命と財産の保護に寄与することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 本協会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 宅地擁壁の設計及び施工に関する調査研究及び技術開発
  - (2) 宅地擁壁の設計及び施工に関する技術者の養成等
  - (3) 宅地擁壁の設計及び施工に関する技術の評価及び指導
  - (4) 前3号に掲げる事業に関する業務の受託
  - (5) 宅地擁壁の設計及び施工に関する情報資料の収集、公開等
  - (6) 宅地擁壁の設計及び施工に関する図書等の刊行、講演会の開催等
  - (7) 宅地擁壁の設計及び施工に関する国際交流
  - (8) 大臣認定擁壁製造工場の認証業務
  - (9) 宅地擁壁の災害及び復旧に関する情報収集及び公開
  - (10) 宅地擁壁の災害及び復旧に関する調査研究及び技術者の養成等
  - (11) 被災宅地相談窓口の開設
  - (12) 安全な宅地擁壁等の普及を図るための出版業務及び講演活動等
  - (13) 安全な宅地擁壁等の普及のために開発した製品、工法等の販売
  - (14) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会員

#### (法人の構成員)

**第5条** 本協会の会員は、次条の規定によりこの法人の会員となった次の各号に掲げる会員により構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 宅地擁壁の設計及び施工に関する事業に携わる法人又は団体で本協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 個人若しくは法人又は団体で本協会の事業を賛助するため入会したもの
- (3) 特別会員 本協会の事業に關係のある個人若しくは団体又は学識経験を有する者で入会したもの

#### (入会)

**第6条** 正会員、賛助会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 法人又は団体である会員にあっては、その代表者として、本協会に対してその権利を行使する者(1名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

#### (経費の負担)

**第7条** 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費規程により、入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 この正会員及び賛助会員の納入する会費等を本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てる。

#### (任意退会)

**第8条** 正会員、賛助会員及び特別会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

**第11条** 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

**第12条** 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

**第13条** 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会費等の額
- (6) 会員の除名
- (7) 基本財産の処分
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

**第14条** 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要な場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

**第15条** 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集通知は、開催日の1週間前までに発するものとする。書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、会員の承諾を経て、電磁的方法により通知を発することができる。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により議決権行使することができるとするときは、開催日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

**第16条** 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

**第17条** 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

**第18条** 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面等による議決権の行使)

**第19条** 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会の日の前日までに本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 書面若しくは電磁的方法により議決権行使する場合は、当該正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日の前日までに当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出若しくは提供しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

**第20条** 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

**第21条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその総会において出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

**第22条** 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第5章 役員等

(役員の設置)

**第23条** 本協会に、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長とする。

3 理事のうち1名を専務理事とすることができる。

4 前2項のうち、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

**第24条** 理事及び監事は、社員総会において正会員（法人又は団体にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、社員総会が特に必要と認めた場合、正会員以外のものから選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、本協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいづれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

**第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の職務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

**第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

**第27条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

**第28条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

**第29条** 役員には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬額等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。支払いに必要な事項は、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準による。

(責任の免除又は限定)

**第30条** 本協会は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に

定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

**第31条** 本協会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。  
3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。  
4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

**第32条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第33条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令及びこの定款に定める事項

(招集)

**第34条** 理事会は、会長が招集し、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。  
3 第1項にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときには、招集手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に支障があるときは、当該理事会で理事の中から議長を選任する。

(決議)

**第36条** 理事会の決議は、決議について特別の利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第37条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第38条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

**第39条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

**第40条** 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

**第41条** 本協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

**第42条** 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

**第43条** 拠出された基金は、本協会が解散するまで返還しない。

- 2 基金返還の手続きについては、一般社団・財団法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず本協会は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。
- 4 本協会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできない。

(基金の返還の手続)

**第44条** 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとす

る。

2 基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項は、理事会において別に定める。

(代替基金の積立)

**第45条** 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

## 第8章 財産及び会計

(財産の種別)

**第46条** 本協会の財産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は社員総会又は理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

**第47条** 前条の財産の管理・運用は、会長又は業務執行理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、社員総会の決議を経て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に提供することができる。

(事業年度)

**第48条** 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第49条** 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書面については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第50条** 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第51条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金不分配)

**第52条** 本協会は、会員その他の者に対して、剰余金の分配をすることができないものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

**第53条** 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

**第54条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

**第55条** 本協会は、社員総会の決議によって他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

**第56条** 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

**第57条** 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

**第58条** 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 委員会

(委員会)

**第59条** 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、会長が任免する。
- 3 委員会の任務、構成、報酬及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

## 第11章 事務局

(設置等)

**第60条** 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める事務局規程による。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第61条** 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

**第62条** 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

**第63条** 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第13章 補則

(委任)

**第64条** この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は権藤勇夫とし、業務執行理事（副会長）は藤林功、永吉哲郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。